

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

平成24年 1 月24日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 2 号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づいて行った行政処分（以下「処分」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分の公表)

第 2 条 公表の対象となる処分は、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる処分のとおりとし、公表する事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

法 律	公表の対象となる処分	公表する事項
警備業法	第 8 条の規定に基づく認定の取消し	1 認定証又は届出証明書の番号
	第48条の規定に基づく指示（過去 3 年以内に同条の規定に基づく指示を受け、又は過去 5 年以内に警備業法に基づく処分（指示を除く。）を受けている場合に限る。）	2 処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
	第49条第 1 項の規定に基づく営業の停止の命令	3 当該処分に係る営業所、基地局又は待機所の名称及び所在地
	第49条第 2 項の規定に基づく営業の廃止の命令	
探偵業法	第14条の規定に基づく指示（過去 3 年以内に同条の規定に基づく指示を受け、又は過去 5 年以内に探偵業法に基づく処分（指示を除く。）を受けている場合に限る。）	4 処分の内容
	第15条第 1 項の規定に基づく営業の停止の命令	5 処分をした年月日
	第15条第 2 項の規定に基づく営業の廃止の命令	6 処分の理由及び根拠となる警備業法又は探偵業法の条項

第 3 条 前条の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(他の都道府県公安委員会が行った処分の公表等)

第 4 条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から、公安委員会の管轄区域内に主たる営業所を設けている者に対し第 2 条の表の中欄に掲げる営業の停止の命令をした旨の通知を受けたときは、第 2 条の規定に準じて当該営業の停止の命令に係る公表を行うものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に主たる営業所を設けている者に対し第 2 条の表の中欄に掲げる営業の停止の命令をしたときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、岩手県警察本部長が定める。

附 則

- この規則は、平成24年 2 月 1 日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する処分については、この規則の規定を適用しない。